２．景観計画の区域

（景観法第８条第２項第１号）

大村市の景観は、多良山系から大村湾まで山岳地、丘陵地、平坦地が連続し、それぞれの地形特性に応じて山側から濃い緑の山林景観、果樹や畑地の生産緑地の景観、農村集落景観、新興住宅地景観、既成市街地景観と少しずつ緩やかに変化しながら、市全域が連続的に、かつ一体的にまとまりある景観を形成しています。このような景観特性から、大村湾及び市域全域について一つの景観域として総合的に景観形成を図っていくことが望まれます。

このようなことから、大村市景観計画の景観計画区域は、市全域とします。
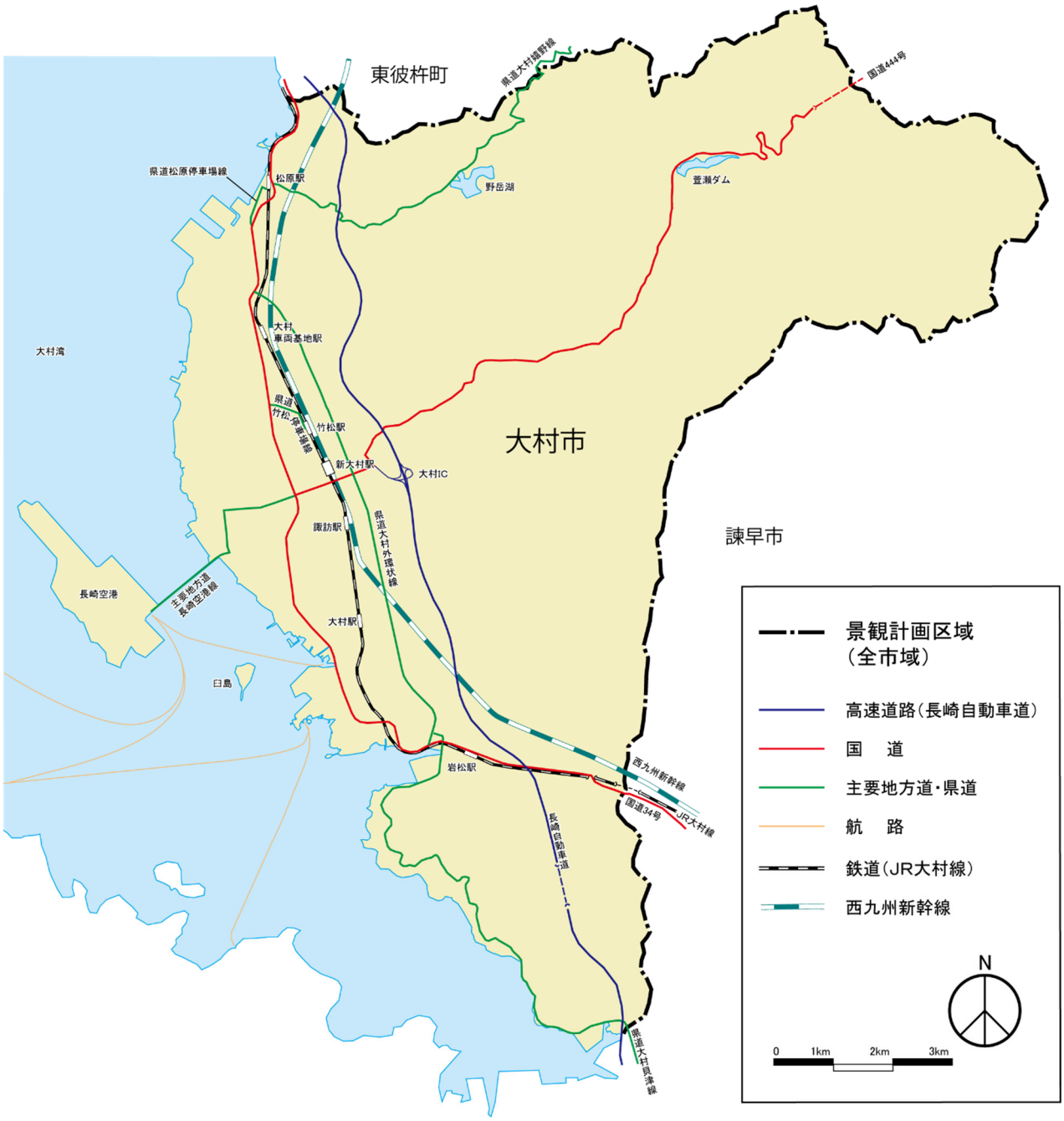
■景観計画区域（全市域）